

第3章 本市の子ども・子育て支援の取り組みの状況

1. 教育・保育事業

(1) 就学前の教育・保育事業

① 令和元年度の施設利用の状況

本市の就学前の教育・保育事業の利用状況をみると、年齢が進むにつれ、利用率が上昇し、3歳児以降は概ね一定で97%前後の利用で、ほとんどの就学前児童は3歳以降、いずれかの施設において集団生活を行っています。また、2歳児についても58.0%と過半数の子どもが施設を利用しており、自宅よりも施設で過ごす子どもが多くなっています。

施設別では、全体では保育所が904人(34.3%)が最も多く、次に幼稚園が553人(21.0%)、保育・教育を併せて対応できる認定こども園が319人(12.1%)となっています。

《令和元年度の年齢別・施設別利用児童数》

(単位:箇所・人)

		施設	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育的な利用	保育所	12	61	111	160	186	197	189	904
	公立保育所	8	33	59	103	127	136	127	585
	私立保育所	4	28	52	57	59	61	62	319
	地域型保育事業	2	8	15	12				35
	認定こども園(2・3号)	2	23	36	41	54	57	59	270
	公立認定こども園(2・3号)	1	10	15	21	26	37	33	142
	私立認定こども園(2・3号)	1	13	21	20	28	20	26	128
	広域利用		6	4	6	9	5	8	38
計	16	98	166	219	249	259	256	1,247	
教育的な利用	認定こども園(1号)	2	0	0	4	20	14	11	49
	公立認定こども園(1号)	1				16	13	8	37
	私立認定こども園(1号)	1			4	4	1	3	12
	幼稚園	5	0	0	30	158	183	182	553
	公立幼稚園	4				63	92	80	235
	確認を受けない私立幼稚園	1			30	95	91	102	318
	広域利用				4	6	11	7	28
	計	7			38	184	208	200	630
施設利用児童数合計			98	166	257	433	467	456	1,877
在宅、認可外保育施設等			314	221	186	14	14	8	757
就学前児童数			412	387	443	447	481	464	2,634
施設利用率			23.8%	42.9%	58.0%	96.9%	97.1%	98.3%	71.3%

資料：就学前児童数は、平成31年4月1日現在の住民基本台帳人口

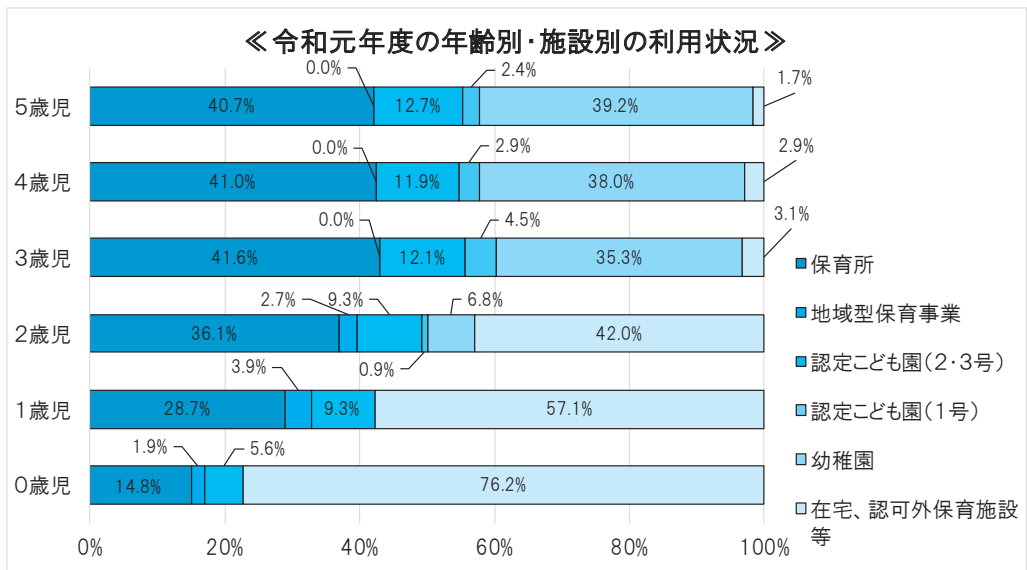
施設利用児童数は、平成31年4月1日現在の施設利用者数(保育的な利用は利用内定児を含む)

在宅、認可外保育施設等は、就学前児童数と施設利用児童数合計との差引

「施設」は市内の施設数

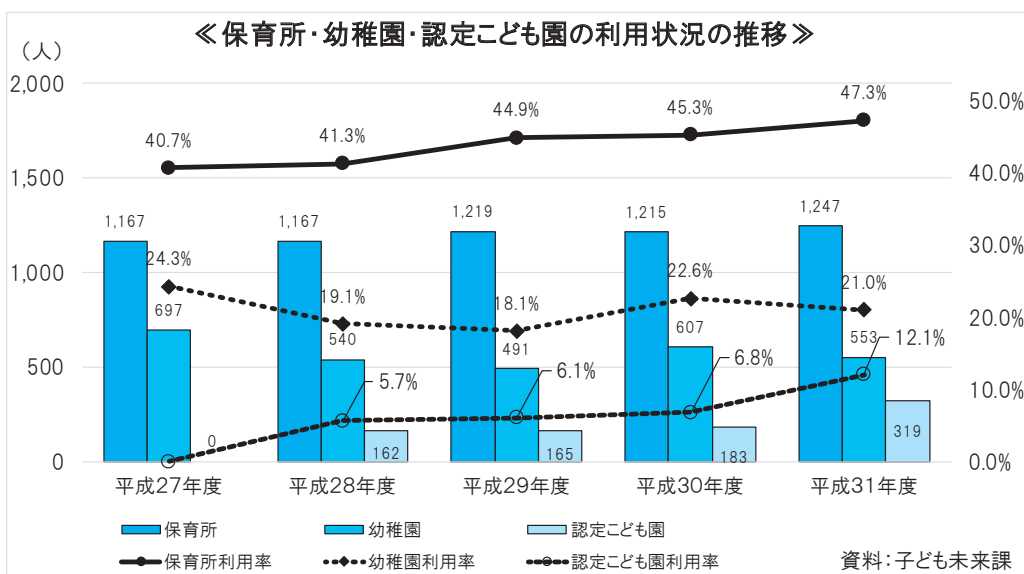
年齢別・施設別の利用状況をみると、3歳児から5歳児については保育所が約40%、幼稚園が約35%～39%、教育・保育の利用を合わせた認定こども園が約15%となっており、約5%程度が自宅で過ごしていると考えられます。

また、0歳児から2歳児については、0歳児は76.2%、1歳児は57.1%と自宅で過ごしていると思われる子どもが過半数を超えていますが、2歳児については、自宅が42.0%にとどまり、36.1%が保育所、9.3%が認定こども園を利用するなど、過半数がいずれかの施設を利用しています。



②保育所・幼稚園・認定こども園の利用状況

保育所の利用は年々増加が続いている一方、幼稚園の利用は緩やかに減少が進んでいます。また、認定こども園は、平成28年度の開所以降、増加が続いています。

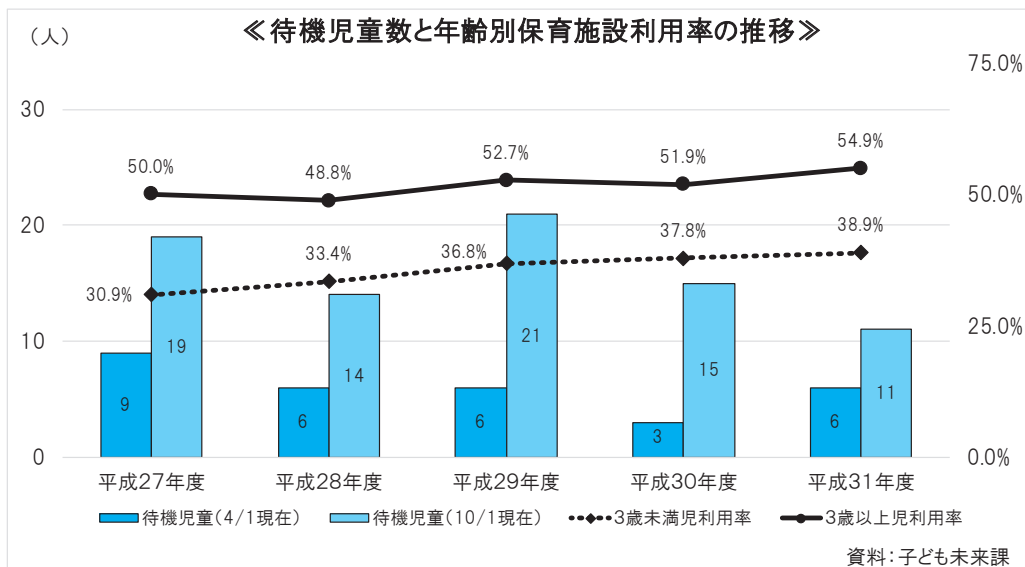
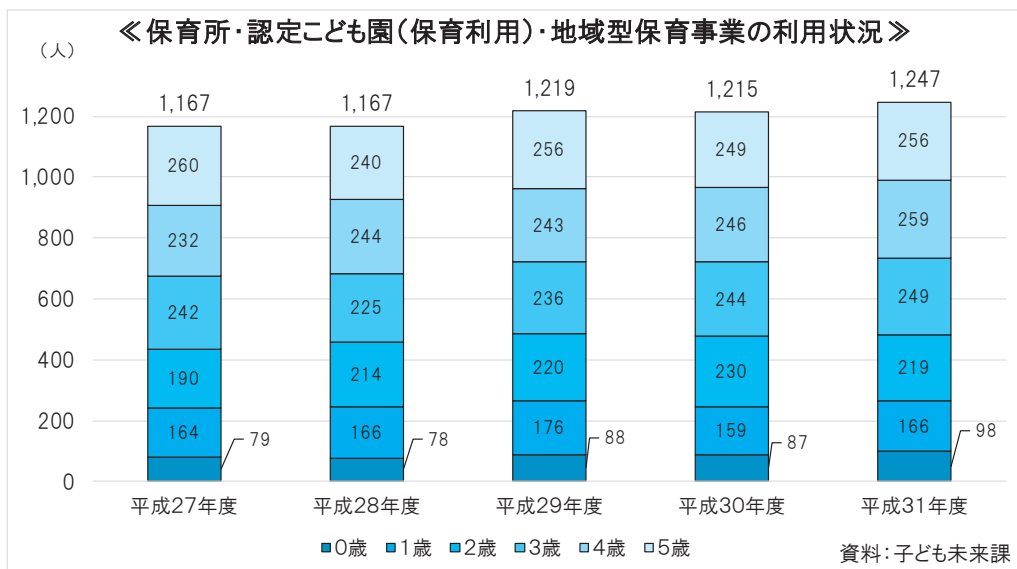


③保育の利用状況

市内の保育提供施設の設置状況としては、現在、公立保育所が8園、私立保育所が4園、公立認定こども園が1園、私立認定こども園が1園、地域型保育事業2施設の計16施設が運営されています。平成28年度に公立保育所1園が認定こども園に、平成31年度から私立保育所1園が認定こども園に移行したことで、現在の提供体制となっています。

保育所などの保育の利用については、年々増加傾向が続いています。年齢別では、特に0歳から2歳の低年齢児の利用増が大きくなっています。

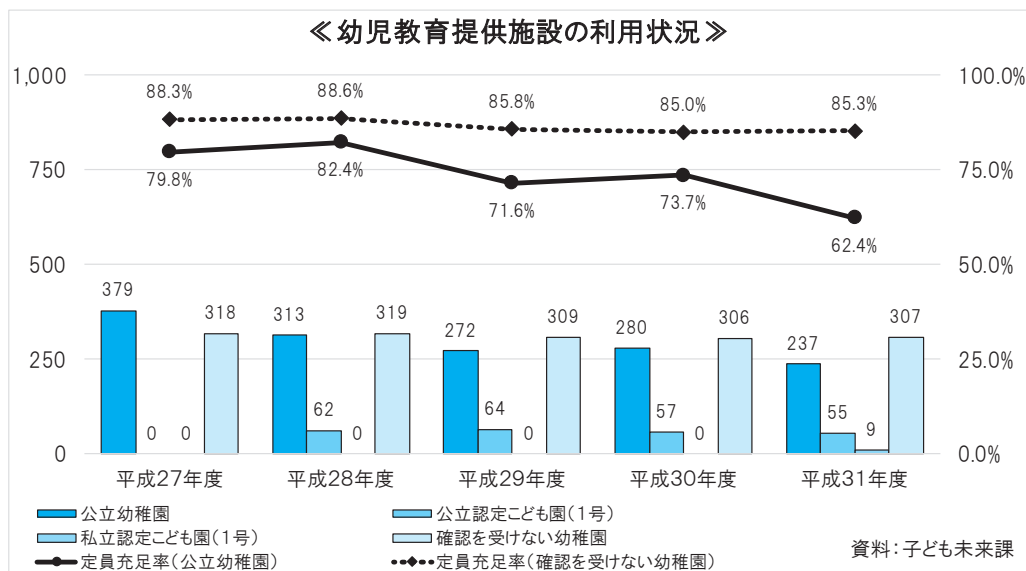
また、待機児童数を見ると、毎年4月1日現在は5人程度でほぼ横ばいの状況です。一方、10月1日現在では10人から20人程度で、やや減少傾向となっています。



④幼稚園・認定こども園（教育利用）の利用状況

市内の幼児教育提供施設の設置状況としては、現在、公立幼稚園が4園、公立認定こども園が1園、私立認定こども園が1園、確認を受けない幼稚園が1園の計7施設が運営されています。施設の設置状況については、平成27年当時は公立幼稚園が5園と確認を受けない幼稚園が1園となっていたのですが、平成28年度に公立幼稚園1園が認定こども園に、平成31年度から私立保育所1園が認定こども園に移行したことで、現在の提供体制となっています。

利用状況を見ると、確認を受けない幼稚園については、利用児童数は310人前後、定員充足率は85%以上を維持し、ほぼ横ばいで推移しています。一方、公立幼稚園をみると、現在の4園体制となった平成28年から比較しても、利用児童数は313人から237人へ76人の減、定員充足率も82.4%から62.4%へ大きく低下しています。



2. 地域子ども・子育て支援事業

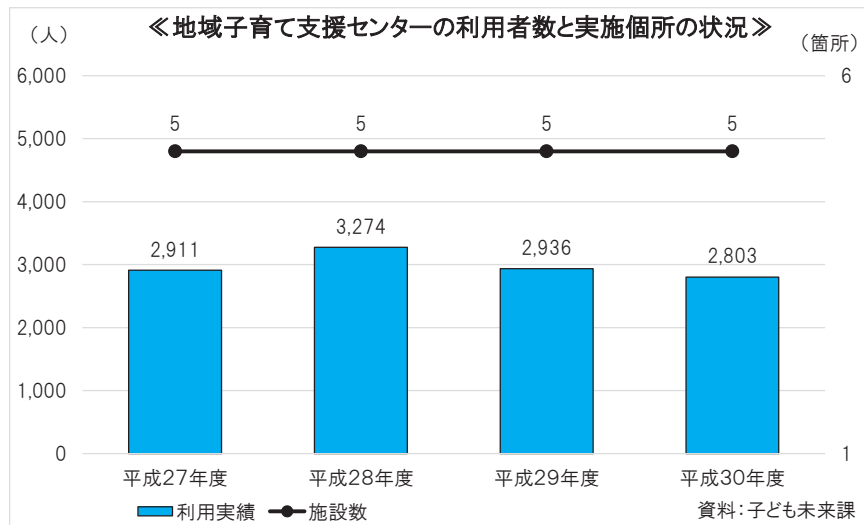
①地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

主に未就園児を対象に、親子の相互交流や遊びの場を提供するとともに、子育てに関する相談を行う場所として活用されています。

平成31年4月1日現在で、市の総合保健福祉センターにある「あいあいっこ」のほか、市内の保育所及び認定こども園で4箇所が運営され、5箇所の施設で事業を行っています。

この間、大きな変動はありませんが、利用者数はやや減少傾向となっています。

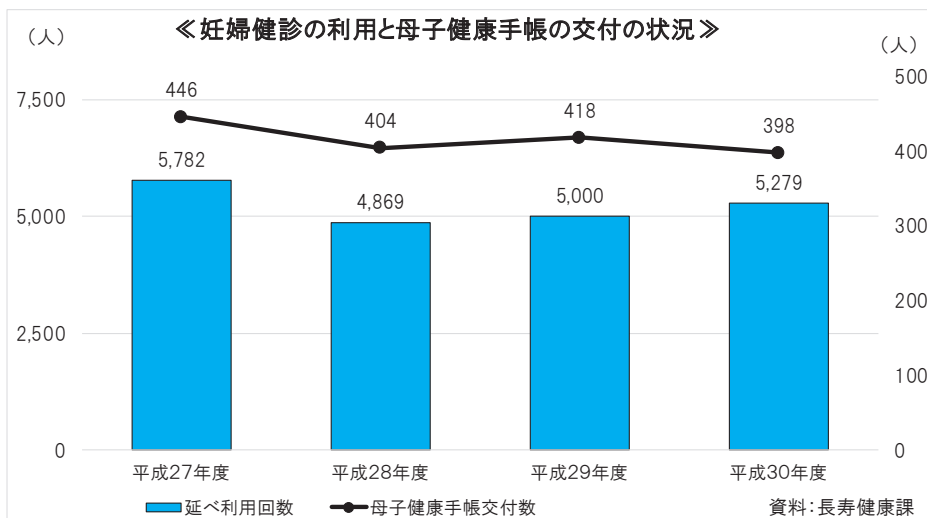


②妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠中の健康診査に係る費用について、最大14回分の助成を行っています。

母子健康手帳の交付枚数は、やや減少傾向にありますが、妊婦検診の利用実績はほぼ横ばいに近い水準で推移しています。

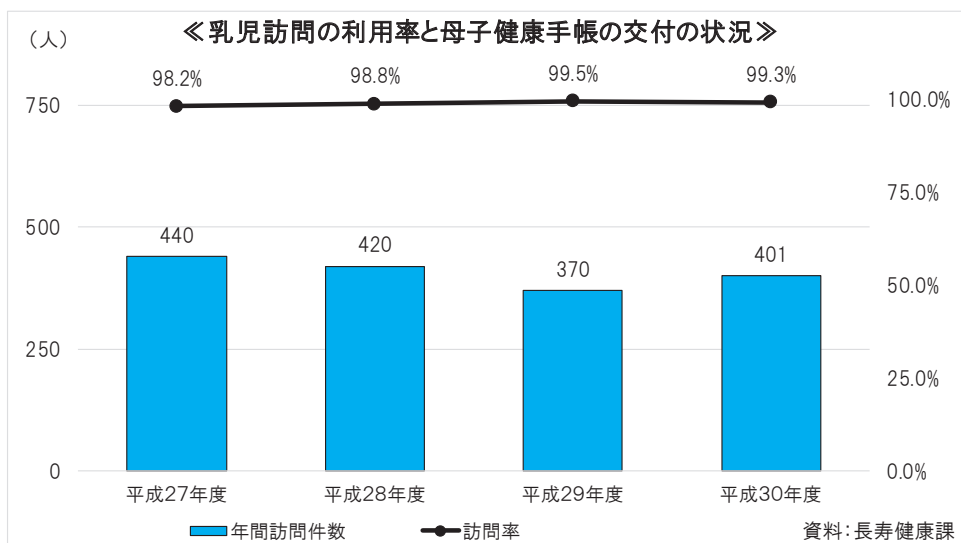


③乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

生後4か月までのお子さんのいる家庭に、保健師・助産師・母子保健推進員などの専門職が訪問し、育児に関する様々な相談に応じることで、乳児を育てる家庭の不安解消を図るとともに、各家庭の状況把握を行っています。こうした機会に把握した情報について、各支援担当部署との間で連携を図り、適切な支援の提供に努めています。

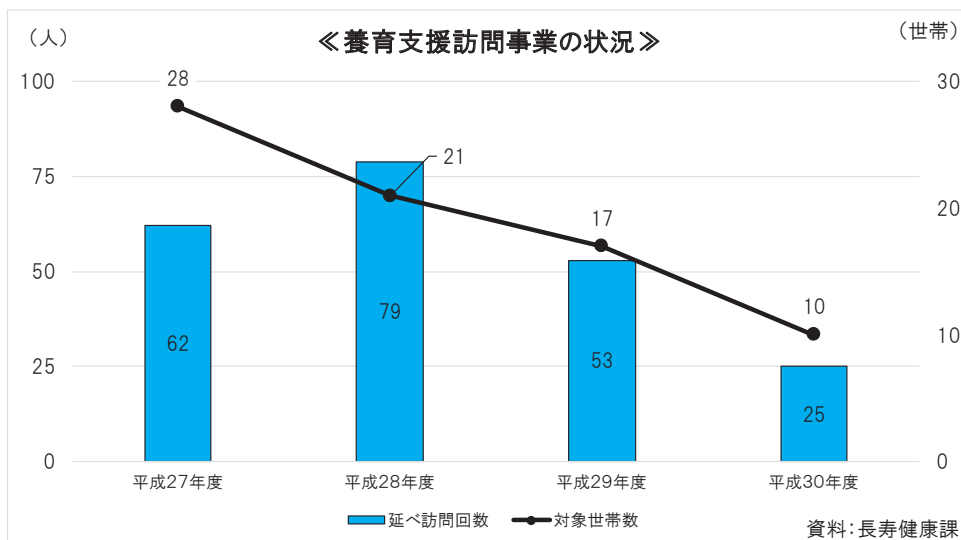
実績値の推移をみると、訪問件数はやや減少傾向にあります。訪問率は99%前後で推移しています。



④養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

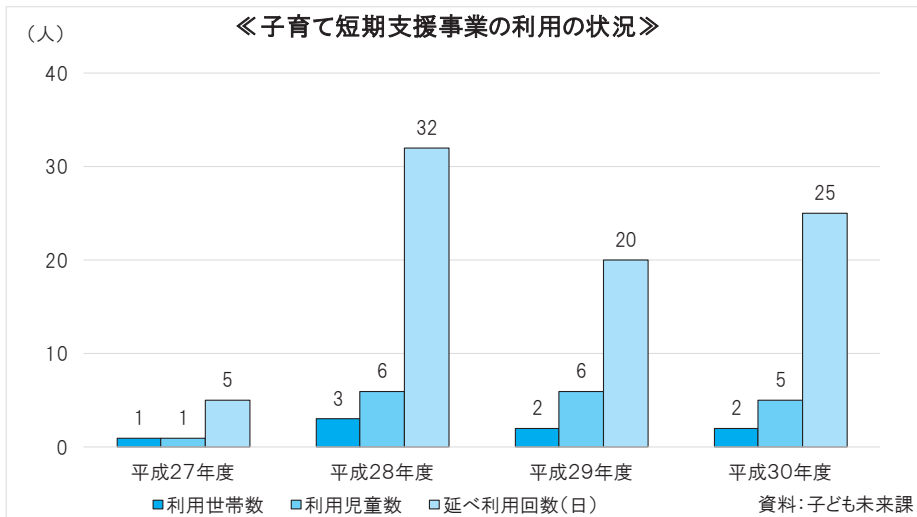
児童の養育に関し、支援が必要であるにもかかわらず、積極的に支援を求めることの難しい家庭に対し、保健師などの専門職が訪問し、各家庭の課題解消に向けた支援を行っています。



⑤子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

保護者の病気や仕事、育児不安の解消など様々な理由により、一時的な家庭での保育困難となった際に、児童養護施設などで預かるショートステイを行っています。現在、市内には受け入れ施設が無いため、市外の施設8箇所に委託を行い、事業を実施しています。

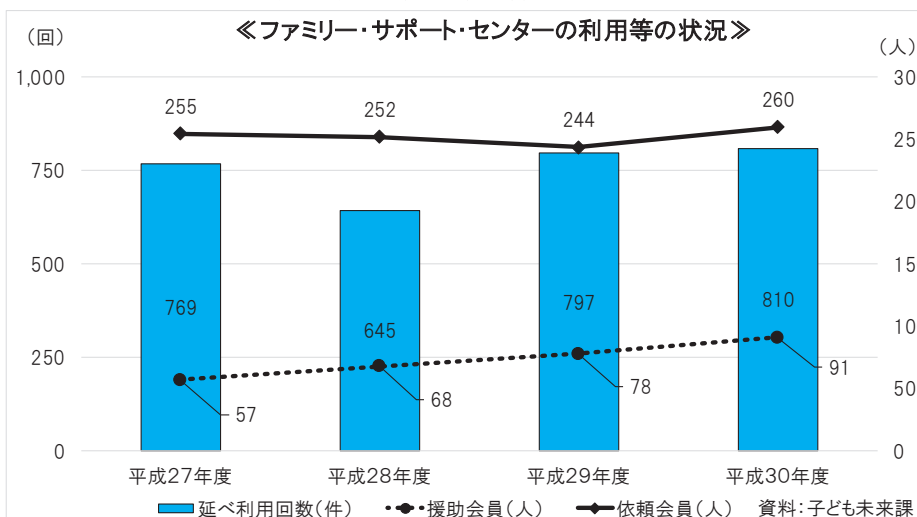


⑥ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

保育所、幼稚園などの送迎や、施設の利用時間外での預かりなど、日常的な子育て支援を行うため、ファミリー・サポート・センターを設置しています。

サービスの利用状況は、概ね横ばいとなっていますが、他市に比べると非常に多くの利用がなされています。一方、サービスを利用する利用会員は、250人前後で概ね横ばいの傾向となっており、サービスを提供する援助会員は年々増加傾向となっています。

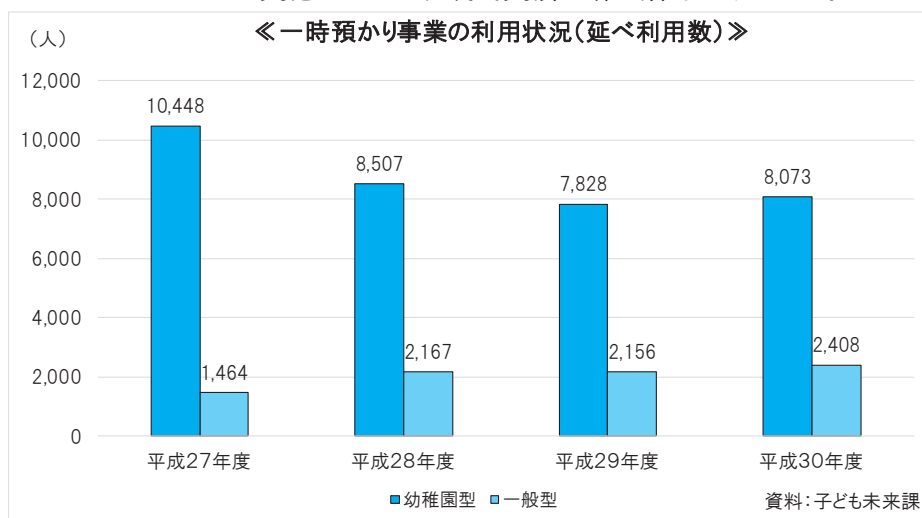


⑦一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園や認定こども園（教育利用）を利用している児童が、家庭での保育が一時的に困難になる場合に、通園する施設で一時的な預かりを行う「幼稚園型」については、現在、確認を受けない幼稚園と認定こども園において実施しており、利用実績は減少傾向にあります。

また、普段、利用していない施設を利用する「一般型」については、私立保育所2園とファミリー・サポート・センターで実施しており、利用実績は増加傾向にあります。

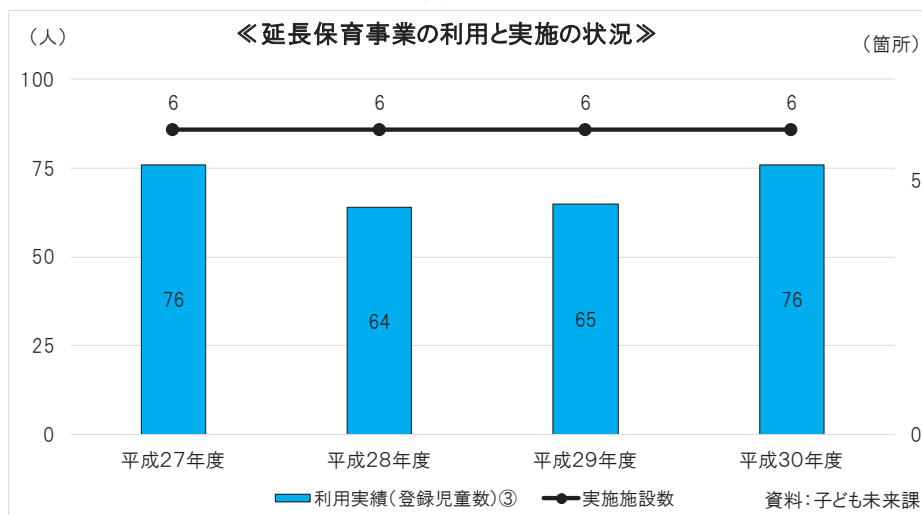


⑧延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

保育所や認定こども園（保育利用）を利用する児童が、保育標準時間を超えて保育の提供を受ける事業で、現在、公立施設2箇所、私立施設4箇所の計6箇所で開催しています。

実施施設数、利用児童数ともに、大きな変化はみられません。

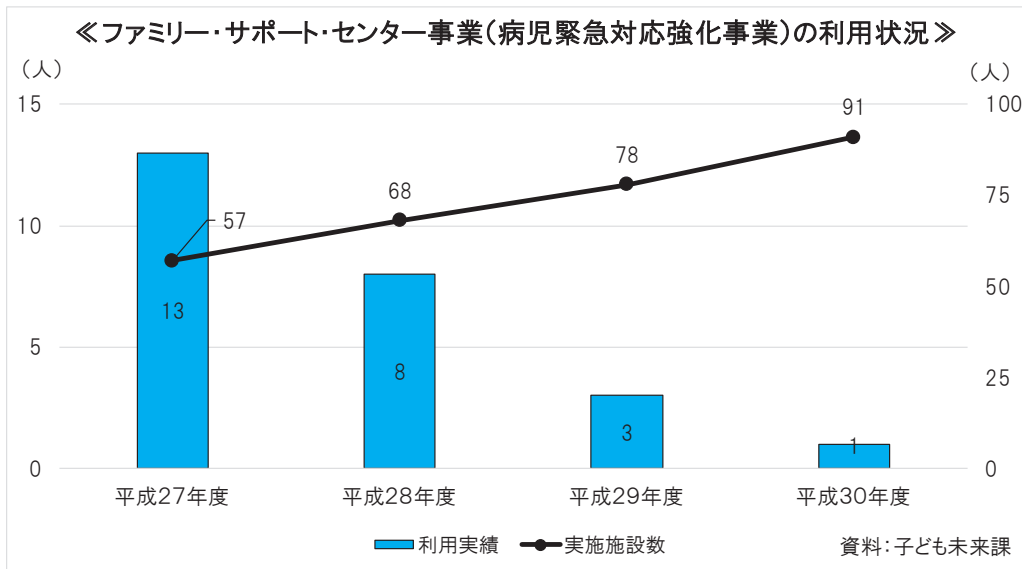


⑨病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在、本市では病児・病後児保育事業は実施できていないため、ファミリー・サポート・センターの病児緊急対応強化事業が利用できる制度となっています。

サービスを提供する援助会員数は増加傾向にありますが、事業の利用は減少が続いています。



⑩放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

保護者が就労等で家庭にいない児童が放課後の遊びや生活の場となる放課後児童クラブについては、年々利用者が増加傾向にあり、その対応を図るため、施設数も増加しています。

